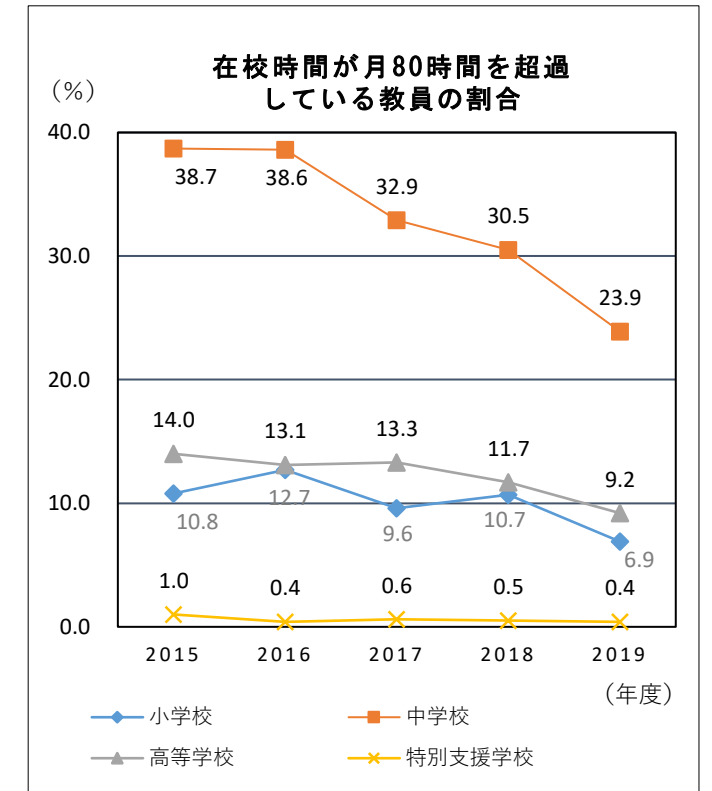


「教員の多忙化解消プラン」の総括について

1 プランの総括（総論）

(1) 現状

- プランで定めた「勤務時間外の在校時間が月 80 時間を超過している教員の割合を、2019 年度までに 0% にすることを目指す」という目標の達成に向けて、県立学校においては、開錠・施錠時間や夏季休業中の学校閉庁日の設定、保護者向けのリーフレット配布、学校経営案への具体的な取組の記載、部活動指導ガイドラインの策定、部活動指導員等の外部人材の配置などの取組を進め、市町村教育委員会に対しても、同一方向で取組が行われるよう呼びかけてきた。
- 2019 年度の勤務時間外の在校時間が月 80 時間を超える教員の割合は、2015 年度に比べて、小学校で 3.9 ポイント減の 6.9%、中学校で 14.8 ポイント減の 23.9%、高等学校で 4.8 ポイント減の 9.2%、特別支援学校で 0.6 ポイント減の 0.4% となっており、目標が達成できていない状況となっている。
- 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、法的根拠のある国の指針において、勤務時間外の在校等時間の上限として「1 箇月 45 時間、1 年間 360 時間」を遵守することが示されたことを受けて、本県においても、2021 年 4 月施行の「愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針」において、勤務時間外の在校等時間の上限（1 箇月 45 時間、年間 360 時間）を定め、県立学校において、在校等時間の客観的な計測を行うこととした。市町村も同様の対応を行う必要がある。



(2) プランの目標が達成できなかった要因

- 目標達成に向けて外部人材の配置等の取組を進めてきたものの、目標が達成できなかった主な要因として、新学習指導要領に対応するための授業研究や現職研修等に係る時間の増加や、プログラミング教育、道徳の教科化、小学校英語の教科化等への対応が考えられる。また、中学校・高等学校においては、部活動指導が長時間勤務の大きな要因となっている。
さらに、学校を取り巻く環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化・困難化に伴い、そもそも、教師が担う業務が以前に比べて増加していると考えられる。
- 県立学校の出退勤時間の管理の方法は自己申告によるものとなっており、適正な勤務管理に必要となる客観的な在校等時間の把握ができていない。市町村においても、25 市町村が出退勤管理の電子化がなされていない。

80 時間超の教員の主な理由

[小学校・中学校] ※複数回答

主な理由	小学校			中学校		
	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
授業関係(教材研究・準備、点検・採点・成績処理等)	70.2%	76.5%	73.4%	67.2%	71.6%	71.7%
生徒指導関係(生徒・保護者対応、関係機関連携等)	17.8%	19.8%	25.9%	27.4%	31.2%	30.6%
行事関係(資料作成・準備等)	44.0%	52.7%	49.5%	26.0%	27.2%	29.6%
学級事務・学年事務関係	41.5%	44.1%	45.5%	38.5%	40.0%	42.2%
部活動(クラブ活動)関係	11.2%	8.1%	7.4%	50.1%	42.7%	44.9%
上記以外の校務分掌・係の仕事	26.7%	23.3%	24.8%	17.8%	19.4%	20.1%
その他	5.4%	4.7%	5.5%	4.3%	2.7%	2.6%

[高等学校・特別支援学校]

区分	2017 年度	2018 年度	2019 年度
校務分掌	27.2%	32.2%	34.7%
学習指導	13.0%	10.1%	11.1%
生徒指導	3.4%	3.1%	2.8%
部活動	44.8%	45.1%	43.1%
その他	11.6%	9.5%	8.3%

(3) 総括

勤務時間外の在校時間は、プラン策定時と比較して全ての学校種で減少しているものの、プランの目標達成には至っていない。

国の指針により法的な位置づけが明確になり、県の規則として上限時間を定めたことで、今後、プランの目標を上回る上限時間（1 箇月 45 時間・年間 360 時間）の遵守が求められる。客観的な計測に基づく個々の教員の実情に応じた在校時間管理や、外部人材の積極的な活用、各学校の実態を踏まえた教職員配置、部活動の見直し、ICT の活用など、より実効性のある具体的な取組を進める必要がある。

2 今後の取組の方向性

県教育委員会として、在校等時間の上限を示す規則及び方針を制定したことを受け、「教員の多忙化解消プラン」は計画期間の満了（2020年度末）をもって終了し、県立学校においては、次年度以降、上限方針に基づいて教員の働き方改革に関する取組を推進する。
市町村立学校については、市町村教育委員会が主体となって労働時間管理に係る取組を進める。県教育委員会は、外部人材の配置に係る補助や実践例の情報提供など、市町村教育委員会を支援する。

〔県教育委員会としての取組〕

- 多忙化解消プランで「達成すべき目標」として示した勤務時間外の在校時間 月 80 時間については、労働安全衛生上、引き続き取り組んでいくが、それに加えて、上限方針で定める在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）の遵守に向けた取組を実施する。
- 県立学校において、客観的な計測に基づく在校時間管理を行い、P D C Aサイクルの確立による取組の改善を進める。
- 県立学校における取組の参考とするため、今年度中に、各学校において取り組むべき内容や実践例（ガイドライン）を作成し、各県立学校に通知する。市町村立学校に対しては、実践例をモデル的に提示し、同一方向での実施を呼びかける。
- 市町村教育委員会に対して、県の規則及び方針に相当する市町村教育委員会規則、方針について、文部科学省の指針、愛知県教育委員会規則等を参考にして整備するとともに、客観的な在校等時間の把握についても対応するよう周知する。
- 外部人材の配置に係る補助や実践例の情報提供など、市町村教育委員会の取組を支援する。

〔市町村教育委員会としての取組〕

- 市町村教育委員会規則、方針を整備し、これに基づいて所管の学校における教員の労働時間管理を行う。
- 県立学校におけるガイドラインも参考にしながら、各市町村や学校の状況に応じた取組を進める。

3 「取組の柱」ごとのプランに基づく取組、今後の方向性等

取組の柱	「教員の多忙化解消プラン」に基づく主な取組	今後の方向性、更に求められる取組
取組の柱 1 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○出退勤記録の電子化（県立学校） 県立学校5校にICカードと読み取り機を試行設置（2018年度～） （出退勤記録データについて、県の総務事務システムへの取込を検討） <実施校> 刈谷工業（※）、碧南（※）、一宮豊（※）、江南、豊橋商業 ※は業務改善の取組実践検証校（2018年度） ○開錠時間、施錠時間等の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校における開錠時間・施錠時間の設定に向けた考え方（7:00～7:30 開錠、19:30～20:00 施錠を目安）を通知（2018年度） ・県立学校における電話対応について、2020年度から原則として教職員の勤務時間内とし、学校の実情に応じて校長が定める旨を通知（2019年度） ○夏季休業中の学校閉庁日の設定 県立学校において試行し、次年度以降の対応を通知（2018年度） ○保護者・県民に対する周知・啓発キャンペーンの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットを各学校で配布（2017年度）、県小中学校PTA連絡協議会総会・公立高等学校PTA連合会総会で配布（2019年度） ・「保護者へのお知らせ」文案を市町村教育委員会、県立学校へ送付（2017年度～2018年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在校時間を客観的に計測できるようにするため、2021年4月から、県立学校の教育職員に配備されているタブレット端末の起動及び終了時刻を記録するシステムを導入する。 ○ システムの導入後、機器の電源入切忘れや、虚偽の入切等がなされないよう法令を踏まえた学校の対応について検討を行い、各校へ周知徹底していく。 ○ 管理職が時間外在校等時間の多い教員に対し、当該教員の在校等時間データ（平均値や推移等）を基に、今後の縮減目標を具体的に指導する。 ○ 毎日の電源の入切を徹底させることにより、教員一人一人の長時間勤務の是正に対する意識改革を行う。 ○ 長時間勤務者の多い学校の管理職に対し、教育委員会から指導を行う。
取組の柱 2 業務改善に向けた学校マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校経営案への位置付け <ul style="list-style-type: none"> <県立学校> <ul style="list-style-type: none"> ・多忙化解消への具体的な取組を記載（2018年度） ・学校評価の自己評価に勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害防止に関する項目を追加（2018年度） <市町村立学校> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会あてに、学校経営案に業務改善及び部活動の運営方針を記述することを通知（2017年度） ○学校マネジメントに関わる体系的な研修の実施 教員育成指標に基づいた研修計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育センター、県教委各課、市町村教委等が実施している研修を整理・精選 ・市町村教委の研修の整理・精選には調整が必要なため、まずは、県立学校教員を対象とする研修から着手 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校における校務分掌の見直し等による業務の平準化や、教員の計画的・効果的な働き方への意識改革など、労務管理に係る具体的な取組内容を校長に示していく。 ○ 上限時間を超過した教員に対する校長等のマネジメント体制や長時間勤務者が多い学校への支援体制を構築する。

取組の柱	「教員の多忙化解消プラン」に基づく主な取組	今後の方向性、更に求められる取組
取組の柱 3 部活動指導に関わる負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○学校経営案に部活動の運営方針を明記 部活動運営委員会等の組織及び学校全体の決まりを明記するよう、市町村教育委員会、県立学校へ通知（2017年度） ○「部活動指導ガイドライン」の策定 国のガイドラインを踏まえ、児童生徒の発達段階や学校種も考慮した、より効率的、効果的で持続可能な部活動指導の在り方を示すガイドラインを策定（2018年度） ※スポーツ医・科学の専門的な知見も踏まえ、「量から質へ」、「指示から支援へ」といった改善の方向性を示し、児童生徒と教員の双方に過度な負担とならない持続可能で有意義な部活動の実現を目指す ○単独で指導、引率ができる「部活動指導員」の配置 県立高校でモデル配置、配置を希望する市町村への補助（2018年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動指導員の活用を進め、部活動指導に係る教員の負担軽減を図る。 ○ 国における部活動改革（休日に教師が部活動指導に携わる必要が無い環境の構築、休日に地域でスポーツ・文化活動が実施できる地域部活動の環境整備 等）の動向を踏まえ、部活動指導の在り方について検討を進める。 ○ 部活動本来の目的である児童生徒の健全育成の観点から、活動時間や各種大会の見直しを検討する。 ○ 高等学校において、公立と私立が連携した、部活動指導に係る業務削減の取組を推進する。
取組の柱 4 業務改善と環境整備に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における業務改善の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・取組実践検証校（2017年度：小・中・県立高各1校、2018年度：県立学校3校・県内1市町村）を対象に、民間コンサルタントを派遣し、教員の業務内容を洗い出し、学校における具体的な業務改善を推進（2017年度～2018年度） ・「業務改善の手引」を市町村教育委員会、市町村立小中学校、県立学校に配付（2018年度） <取組内容> <ul style="list-style-type: none"> ・民間コンサルタントによる教員へのヒアリングを実施。「ありたい姿」を学校全体で共有。 ・ヒアリングに基づき課題を明確化し、教員によるワークショップにより対応策を検討。 ・具体的な業務改善計画を策定し、実際に取組を開始して効果を検証。さらなる改善を継続。 ○県教育委員会が実施する会議、調査、研究指定校の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度に実施した関係課ヒアリングを踏まえ、見直しに向けた考え方を整理 ・2018年度は上記の考え方を踏まえ、個々の会議・調査・研修指定校の見直し作業に着手 ※特に、調査については、廃止、簡素化を始め、調査のポイントや記載例の作成といった負担軽減の手法も含めて見直しを図る。 ○専門スタッフ等の配置の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・スクール・サポート・スタッフの配置を希望する市町村への補助（2019年度） ・教育事務所へのスクールロイヤーの設置（2020年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校における取組の参考とするため、各学校において取り組むべき内容や実践例（ガイドライン等）を作成し、各県立学校に通知するとともに、市町村に提供する。 ○ スクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー、学習指導員など、外部人材の活用を積極的に進める。 ○ 業務支援アプリ（Teams、LINE WORKS 等）など、ICTを活用し、会議や研修の更なる見直しを図る。 ○ 必ずしも学校のみが担う必要のない業務を切り離し、地域活動への移行や外部委託化等を進める。